

**企業知的財産機関（CIPA）
（ボツワナ）
（指定官庁又は選択官庁）**

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 BW. I
国内段階移行請求書	附属書 BW. II

略語のリスト

国内官庁：	企業知的財産機関（CIPA）（ボツワナ）
IP Act：	2010年産業財産法

指定（又は選択）官庁 BW	企業知的財産機関 (CIPA)(ボツワナ) 国内段階に入るための要件の概要	概要 BW
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：ボツワナ・プラ（BWP） 特許 出願手数料 ¹ BWP 150 ² 300 ³ 第1年度の年金 BWP 30 ² 60 ³ 実用新案 出願手数料 ¹ BWP 90 ² 180 ³ 第1年度の年金 BWP 50 ² 100 ³	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	国内手数料の減額は上述した「国内手数料」に記載されている	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 個人又は従業員100名以下の小企業が出願する場合に適用される。

3 小企業以外の企業が出願する場合に適用される。

BW	企業知的財産機関 (CIPA)(ボツワナ) (続き)	BW
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	出願人がボツワナに居住していない場合には、代理人の選任 ⁴ 国際出願の願書に記載されていなかった場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{5, 6} 出願人が発明者でない場合には、出願人の出願する資格についての証拠 ^{5, 6} 国際出願日の後に、出願人の名称又は名義変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 ⁶	
誰が代理人として行為できるか？	ボツワナで登録されている代理人又は弁護士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

BW. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階移行のための特別の様式を用意している（附属書BW. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

BW. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

BW. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書BW. I に概説されている。

IP Art Sec. 22
23

BW. 04 審 査

すべての出願は特許付与前に審査される。特許出願の実体審査はアフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）が行う。

IP Art Sec. 130

BW. 05 委任状

出願人がボツワナに居住していない場合には委任状を提出することによって代理人を選任しなければならない。国内段階移行時に委任状を提出しない場合であっても、出願日から1箇月以内であれば提出することができる。登録官は出願人の請求に基づき、委任状提出期間を延長することができる。

IP Art Sec. 28

BW. 06 年 金

国際出願日から1年目以降の各年について年金を支払う。国際出願日の各年の対応日の前日が支払期日となる。支払期日の経過から6箇月以内であれば依然として支払が可能であるが、割増料の支払を条件とする。年金及び遅延支払の割増料の額は附属書BW. I に記載されている。

IP Art Sec. 13

BW. 07 出願の補正

出願人は特許付与前であれば、出願時の開示内容を超えないことを条件として、いつでも自身の出願を補正することができる。補正は手数料の支払を条件とする（附属書BW. I 参照）。

BW. 08 付与手数料

付与手数料を支払わなければならない（附属書BW. I 参照）。

IP Art Sec. 18, 44

BW. 09 出願変更

出願人が国内段階移行の要件を満たした後であれば、特許についての国際出願を実用新案に変更すること、又はその逆が可能である。変更は特許査定又は拒絶査定の前であればいつでも請求することができる。変更は附属書BW. I に記載されている手数料の支払を条件とする。

IP Art Sec. 28

BW. 10 特許存続期間

特許は出願日から20年で存続期間が満了する。

IP Art Sec. 17(8)

BW. 11 優先権の回復

出願人が状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず、優先期間内に国際出願を行うことができなかった場合には、国内官庁に優先権の回復を請求することができる（国内段階6. 006から6. 011項を参照）。

手 数 料

(通貨：ボツワナ・プラ)

	特 許	実用新案
出願手数料 ¹	300	180
年金 ¹ ：		
－第1年度	60	100
－第2年度	240	120
－第3年度	300	140
－第4年度	340	160
－第5年度	400	180
－第6年度	440	200
－第7年度	480	220
－第8年度	540	
－第9年度	580	
－第10年度	640	
－第11年度	680	
－第12年度	720	
－第13年度	780	
－第14年度	820	
－第15年度	880	
－第16年度	920	
－第17年度	960	
－第18年度	1,020	
－第19年度	1,060	
－第20年度	1,120	
年金遅延支払の割増料 ¹	100	100
付与及び公告手数料 ¹	300	300
出願補正手数料 ¹	40	40
特許出願から実用新案出願，又はその逆の変更手数料 ¹	140	140

手数料の支払方法

国内官庁に対する手数料はボツワナ・プラ建てで支払わなければならない。すべての支払には出願番号，出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

¹ 出願人が自然人又は従業員100名以下の小企業の場合，この手数料は50%減額される。

様 式（附属書BW. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 BW. II 国内段階移行請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_bw.pdf